

※ 本書面の情報は、主に令和6年8月8日時点のものです。
その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族を亡くされた方

●災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合、最大500万円を、それ以外の方の場合、最大250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡当時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹も弔慰金を受け取ることができます。

具体的な金額は市町村が決定します。
支給を求める窓口は、市町村です。

災害により重い障害を受けた方

●災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合、最大で250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合、最大で125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等を言います。

窓口は市町村です。

災害発生直後の生活支援

●災害救助法に基づく給付

災害救助法では、避難所設置や食事提供のほか、
・被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
・被災した住宅の応急修理
・生業（くらしを立てるための仕事）に必要な資金、器具又は賃料の給与又は貸与
・学用品の給与
・埋葬
というような支援が定められています。
窓口は、県、市町村です。



災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、**差押禁止財産**とされています。例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分かなければなりません。そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。

差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、お気軽に**弁護士相談**をご利用下さい。

生活再建のための支援

●被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます（災害当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。）。窓口は、市町村です。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	
全壊（50%以上の損壊）	100万円
大規模半壊（40%以上の損壊）	50万円
半壊又は敷地被害でやむを得ず解体	100万円
長期避難	100万円
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）	
建築・購入	200万円
補修	100万円
賃貸	50万円（公営住宅を借りた場合は除く）

※中規模半壊（30%以上の損壊）の場合は、基礎支援金の支給はありませんが、一定の支援金の支給を受けることができます（建築・購入100万円、補修50万円、賃貸25万円）。



<例1>住宅を全壊で失い、新たに家を建てる場合

①基礎支援金100万円 + ②加算支援金200万円 = 合計300万円の支給

<例2>住宅を全壊で失い、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する場合

①基礎支援金100万円 + ②加算支援金50万円（賃借時） + ③加算支援金最大150万円（建築時）
= 合計300万円の支給

※ 本書面の情報は、主に令和6年8月8日時点のものです。

その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

各種の支援制度

●公費による解体と修理

大規模災害の場合、全半壊家屋は、公費（無償）で解体してもらえる可能性があります（東日本大震災、熊本地震等で実施）。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために、被災度区分判定（日本建築防災協会・有料）の利用も検討してください。

修理については、災害救助法が適用された市町村では応急修理制度が利用できます。罹災証明書で「半壊」以上の場合（支援額は最大 71 万 7000 円／2024 年基準）に加えて、一部損壊でも 10%以上の損壊の場合（支援額は最大 34 万 8000 円）には、**修理の一部**を公費で行ってもらえます（各金額は令和6年7月9日以降に発生した災害に適用されるものです。それ以前に発生した災害については金額が異なりますので、ご注意ください）。

ただし、応急修理制度を使うと、**仮設住宅への入居に制限**がありますので、制度を使うかは慎重に判断してください。また、自分で修理した後にお金だけもらうことはできませんので、**必ず修理前**に自治体に相談してください。



●自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もあります（熊本地震の際には熊本市は工事費の約3分の2を補助）。

●義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

労働関係に関する支援（事業者の方）

●雇用調整助成金制度

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届を提出する等の支給要件を満たす必要があります。

お近くの公共職業安定所（ハローワーク）及び労働局にご相談ください。

労働関係に関する支援（お勤めの方）

●雇用保険の失業等給付制度による支援

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）が窓口です。なお、東日本大震災では、

- ① 事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、やむなく休業し賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても失業手当を受給することができます。
- ② 事業所が災害を受けたことで休止・廃止し、一時的にやむなく離職された方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができます。

ご家族が行方不明の場合

●死亡認定制度

津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。

●失踪宣告制度

津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、家庭裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、家庭裁判所に対し失踪宣告を取り消す手続きをとる必要があります。

その他 Q & A

Q 生命保険をかけていた方が自然災害で亡くなった場合、保険金は支払われますか？

A 東日本大震災では、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、多くの保険会社は保険金を支払うことを決定しました。保険会社に確認してください。
保険会社が分からない場合、災害救助法が適用された地域の方は、「災害地域生保契約照会センター」0120-001731にお問い合わせください。

Q 仕事中に自然災害によって怪我をした場合、労災の給付の対象になりますか？

A 仕事中（または通勤中）に被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。
お近くの労働基準監督署、労働局が窓口になります。

Q 自然災害で亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった場合、相続人がローンを支払い続けなければいけませんか？

A ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに「団体信用生命保険」という保険へ加入することとされています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。住宅ローンの契約先に確認してみてください。